

(別紙1)

## 田辺市熊野古道中辺路陶芸館 過去3年の収支状況

区分		H28	H29	H30	3ヶ年平均
利用者数(人)		201	243	194	213
収入	物産販売	91,500	17,000	1,000	36,500
	体験教室	563,150	667,300	285,050	505,167
	その他	516,750	99,400	152,000	256,050
	計	1,171,400	783,700	438,050	797,717
支出	原価	49,593	83,507	0	44,367
	人件費	0	0	0	0
	光熱水費	605,057	626,097	614,485	615,213
	電気試験検査料	129,600	129,600	129,600	129,600
	燃料費	45,538	54,969	37,576	46,028
	通信運搬費	111,283	99,039	86,501	98,941
	修繕料	16,316	0	0	5,439
	消耗品費	12,405	33,624	18,929	21,653
	車両関係費	24,928	0	0	8,309
	備品購入費	0	0	0	0
	交際費	0	0	0	0
	租税公課	3,000	0	0	1,000
	保険料	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	0
	宣伝費	27,540	14,293	14,580	18,804
	雑費	54,386	75,600	18,350	49,445
計		1,079,646	1,116,729	920,021	1,038,799
差引		91,754	▲ 333,029	▲ 481,971	▲ 241,082

(別紙2)

## 田辺市熊野古道中辺路陶芸館 施設設備等管理業務一覧

	業務分類	含まれる業務	頻度
1	清掃	館内・館外の一般清掃、床・窓ガラス等定期清掃	日常維持管理
2	廃棄物処理		日常維持管理
3	建築	内外装・建具・構造部等点検	定期点検保守
4	外構	植栽維持管理、外構・工作物点検等	定期点検保守
5	消防・防災設備	消防・防災設備点検、非常電源設備等の保守	定期点検保守
6	電話通信設備	電話設備、LAN設備	定期点検保守
7	電気その他設備	動力・電灯・配電盤・分電盤・避雷設備・配線等点検、日常維持管理は消防設備・受変電設備等も含めて対象	定期点検保守
8	給排水その他設備	ポンプ・湯沸し器・温水器等定期点検保守 貯水槽清掃・保守点検、飲料水水質検査 排水管清掃	定期点検保守
9	浄化槽等維持管理	浄化槽定期保守点検 必要回数 法定水質検査 必要回数 浄化槽清掃 必要回数	定期点検保守
10	特殊機器その他設備	特殊機器その他設備（舞台、展示、医療、研究、焼却炉等）	定期点検保守
11	その他	上記のいずれにも含まれないもの	定期点検保守 日常維持管理

(別紙3)

田辺市熊野古道中辺路陶芸館 田辺市所有備品

品名	メーカー	品番	数量	備考（購入年月日等）
和室長テーブル			2	
事務室ロッカー			2	
事務室机			2	
予定表			1	
教室テーブル			9	
教室イス			60	
ポットミル			1	
電気窯			1	
灯油窯			1	
フィルタープレス			1	
真空土鍊機			1	
除湿機			1	
電気口口号			13	
手動口号			50	
攪拌機			1	
ロッカー(9人用)			6	
温度計			1	
パイロメーター			2	
ガラスケース			1	

## 【リスク分担表】

指定管理者と田辺市のリスク分担については、次のとおりです。○印が、リスク負担者です。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内 容	田辺市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 (※1)	
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
不可抗力 (自然災害、争乱、暴動、新型インフルエンザ等その他の市又は指定管理者の何れの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)	不可抗力に伴う施設、設備等の被害 不可抗力による業務の停止、業務の免除、指定管理の取消し 不可抗力の発生に起因した指定管理者の増加費用リスク及び休業リスク	○ (※2) 協議事項 (※2) ○ (※2)	
指定の取消し等に伴う損害	指定の取消しに伴う指定管理者の損害 指定管理者に帰すべき事由による事業継続不可能に伴う本市の損害		○ (※3) ○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生(不可抗力発生時も含む。)		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
施設等の損傷	経年劣化によるもの(大規模修繕が必要なもの) " (上記以外) 指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷 第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(大規模修繕が必要なもの) " (上記以外)	○ ○ ○ ○ ○	
	施設設置者(市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
	施設、機器の不備(指定管理者に起因するもの)又は施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用者等への損害		○
	施設、機器の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
運営リスク	火災等(管理上の瑕疵によるものを除く。)に伴う運営リスク	協議事項	
火災保険加入	施設に対する火災保険の加入	○	
周辺地域・住民・利用者への対応	維持管理、運営における、利用者及び地域住民からの反対、要望、訴訟への対応 指定期間内において指定取消しを受けた場合の利用者等に対する損害		○ ○
申請コスト	申請に要する費用		○
調査	事業の実現可能性等の調査費用		○
資金調達	必要な資金確保		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
利用料等の管理	徴収又は収納した利用料、自主事業に伴う金銭の盗難や紛失		○
事業終了時の費用	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用及び引継ぎに必要な費用の負担		○

## ※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更(法令等の変更)

- ・法令の変更時には、まず市と指定管理者で責任分担について協議を行うこととします。
- ・施設の管理運営行為そのものに重大な影響を及ぼすものについては、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

## ※2 不可抗力に係る対応

- ・不可抗力により、本業務の継続が困難になった場合又は本施設の供用ができなくなった場合には、業務継続の可否について協議を行うものとします。
- ・協議の結果、やむを得ないと判断された場合、指定取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行いうるものとします。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。
- ・不可抗力による取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害及び増加費用が生じても、市は、指定管理者に対する補償は原則として行いません。

## ※3 指定の取消しに係る対応

- ・問題発生時には、まず市と指定管理者で対応について協議を行うこととし、これに基づいて指定管理の取消しを行います。
- ・指定取消しに当たって指定管理者に損害及び増加費用が生じても、市は、指定管理者に対する補償は行いません。